

令和2年度 青森県男女共同参画審議会

日 時 令和3年3月23日（火）

13:30～15:00

場 所 ウェディングプラザアラスカ

3階 エメラルド

【出席委員】大矢委員、山下委員、清水委員、葛西委員、小笠原裕委員、大澤委員、佐々木委員、三上委員、小笠原尚子委員、隅田委員、千田委員、蒔苗委員

【欠席委員】辺田委員、松木委員、美濃委員

【議事次第】

1 開会

2 挨拶

3 議 事

(1) 「第4次あおり男女共同参画プラン21」の進捗状況について

(2) 令和3年度に実施する主な事業について

(3) 青森県男女共同参画に関する意識調査報告書の概要について

(4) 次期あおり男女共同参画プラン21の策定について

4 閉会

【配布資料】

資料1 第4次あおり男女共同参画プラン21概要版

資料2 令和2年度版青森県の男女共同参画の現状と施策

資料3 令和3年度に実施する主な事業について

資料4 青森県男女共同参画に関する意識調査報告書（概要版）

資料5 次期あおり男女共同参画プラン21の策定について

参考資料1 本県の男女共同参画社会の形成に係る成果目標の達成状況等

参考資料2 男女共同参画の推進に関する年表

参考資料3 国第5次男女共同参画基本計画（説明資料）

参考資料4 第4次プラン・次期プラン・国第5次男女共同参画基本計画との施策体系比較図

参考資料5 次期あおり男女共同参画プラン21の構成（案）について

資料6 国第5次男女共同参画基本計画

(司会)

それでは定刻となりましたので、ただ今から令和2年度青森県男女共同参画審議会を開催いたします。

はじめに環境生活部長の佐々木からご挨拶を申し上げます。

(佐々木部長)

皆さん、こんにちは。環境生活部長の佐々木と申します。開会にあたりまして一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は年度末のお忙しい中、令和2年度青森県男女共同参画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また皆様には日頃から男女共同参画をはじめとして、県政全般にご協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、ご存知のとおり新型コロナウイルスの影響というのが、1年を超すというような状況となっております。この間、感染症の拡大ということで、私たちの生活を取り巻く環境は非常に大きく変化をしております。特に雇用や生活の面で女性への影響が懸念されているという状況でございます。

このような状況の中、全ての人が性別に関わりなく個人として尊重され、そして自分らしく生きていくことができる、これが男女共同参画社会ということでございます。男女共同参画社会の実現が持続可能な青森県づくりのために、非常に重要な鍵になるものというふうに私ども考えております。

県では、第4次あおもり男女共同参画プラン21に基づきまして、各部局と連携しながら様々な取組を進めております。また関係機関、企業の皆様、そして民間団体等の皆様との連携をさせていただきながら、女性の活躍推進等の取組を進めております。現在のプランが令和3年度で終了いたしますので、審議会の皆様のご意見を伺いながら、来年度中に新しいプランを作成することとしております。

本日は、今年度実施いたしました県民意識調査の結果の概要ですとか、次期プラン策定についての考え方などについて、ご説明させていただくこととしております。

委員の皆様にはそれぞれのお立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ですがご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

(司会)

本日の会議の成立についてご報告申し上げます。当審議会の開催にあたっては青森県附属機関に関する条例第6条第3項の規定により、委員の半数以上の出席が必要とされておりますが、本日は委員15名中12名の方にご出席いただいております。出席者は半数以上となっておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

ここで前委員の異動にともない、今年度から新たに委員としてご就任いただいている方

をご紹介します。

青森労働局雇用環境・均等室長の辺田幸子委員ですが、本日は所用により欠席されております。

それでは議事に入ります。ここから先の議事進行は青森県附属機関に関する条例により、会長が議長を務めることとなっております。大矢会長、よろしくお願いいたします。

(議長)

皆さん、こんにちは。

1年ぶりにお会いすることになってしまいまして、この間なかなか意見交換の場ということがなかったのですけれども。本日は先ほども部長からご説明いただきましたように、次期プランの話も出てまいります。大変大切なお話があると思いますので、意見交換が十分できるように進めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では次第に沿って議事を進めさせていただきます。まず1番目、第4次あおもり男女共同参画プラン21の進捗状況と、それから(2)の令和3年度に実施する主な事業について、併せて事務局から説明をお願いいたします。

(越前GM)

青少年・男女共同参画課の越前でございます。よろしくお願いいたします。失礼ながら座ったままご説明をさせていただきます。

まず資料の1、こちらは現在の第4次青森男女共同参画プランの概要版となっております。こちらは表紙が現在のプランについての策定の趣旨、これまでの改訂の状況、お聞きいただけますと、上の方に大目標、「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」と記載がありまして、その下に3つの基本目標と重点目標、それから施策の方向などをまとめているものです。

また裏面をご覧くださいますと、具体的な取組を進めるうえで達成を目指す水準として10の成果目標を設定しております。さらに重点目標に関連し、男女共同参画社会の状況を把握するうえで参考とする参考データを掲載しております。

この進捗状況でございますが、今度は資料の2をご覧くださいと思います。紫色の冊子で「令和2年度版 青森県の男女共同参画の現状と施策」というタイトルのものです。本県の男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況などを取りまとめ、毎年公表しているものです。

こちらの29ページをご覧ください。こちらに成果目標の進捗現状ということで、目標値と現状値を掲載しております。目標値は現在の計画期間が満了となります令和3年度末を期限としております。

右の欄、現状値を見ますと、上から2番目の県内事業所における男性の育児休業取得率、こちらは目標値2.7%に対しまして現状値が4.4%となっております。5番目のDV防

止等に関する基本計画策定市町村数、これは増加という目標に対しまして35市町村に増加をしております。7番目、家事・育児・介護等への男性の理解・参画推進に関連する研修等の数及び参加者数ですが、目標値が65件、約2,100人に対しまして、現状値が126件、3,158人となっております。9番目、市町村男女共同参画基本計画の策定率、目標値が100%に対しまして現状値も100%となっております。この4項目につきましては成果目標を達成しております。

その他の6項目については数値が横這いのものもありますが、前年に比べて数値が伸びている項目もありますので、令和3年度末の期限までの目標達成に向けて、それぞれの取組を進めていくものでございます。

続きまして、令和3年度に実施する主な事業について。資料3、A4横の資料をご覧ください。これは来年度実施を予定している主な事業を記載しております。あおり女性人財バンクは、県や市町村の審議会における女性委員の登用を進めるため、女性人財情報を収集・管理し、ご本人の同意を得て、県庁各課や市町村に情報提供しているものです。令和2年度は現在までで、この女性人財バンクを活用いたしまして、5名の方が委員就任に結び付いています。

次にあおりウィメンズアカデミー、あおり女性活躍推進協議会、2枚目になりますが男女共同参画地域ネットワーク活動支援でございますけれども、こちらは例年実施をしている事業ですが、今年度は新型コロナウイルス感染状況により実施できなかったもの、また形を変えて実施したものがありません。来年度もコロナの状況などを見ながら実施可能な方法で、今年度オンラインで実施した実績もございますので、その経験を活かしながら事業効果を上げることができるように行っていきたいと考えております。

次に、あおり性暴力被害者支援センターについてです。性犯罪・性暴力被害に遭われた方を支援するために、被害を受けたご本人やご家族などからの相談を受けて、要望に応じた必要な支援をコーディネートする拠点として、県と県警察・被害者支援センター・県産婦人科医会が4者協定を締結いたしまして、平成29年4月に設置したセンターでございます。このセンターでは専門の研修を受けた相談員による相談対応他、臨床心理士によるカウンセリングや弁護士による法律相談、病院や警察などへの付き添いなどを行っております。

次にイクボスのマネジメントの普及促進のため、当課ではあおりイクボス宣言企業の登録を行っております。令和3年2月末時点で登録企業数は45社となっております。こちらにつきましても新規登録事業を掘り起こしするなど取り組んでまいります。

最後に働く女性の活躍推進支援強化事業、こちらは来年度の新規事業となっております。取組の内容は大きく2つ。中小企業向けと夫婦向けの取組を予定しております。中小企業向けとしては、県内3地区で研修会を開催いたしまして、女性活躍推進に取り組む必要性についての説明や、既に女性活躍に取り組んでおられる実践企業の紹介などを行うこととしております。夫婦向けの取組としましては、「名もなき家事」という言葉を聞いたことがおありでしょうか。料理・掃除・洗濯といったハッキリとした名前が付いている以外の細々とし

た家事。例えばトイレトペーパーを補充するとか、シャンプーや洗剤をボトルに詰め替えるとか、日用品の在庫を管理して足りないものを買足すとか、年齢層や家族構成によっていろんなものがあると思うのですけれども、一つひとつは些細なことでも積み重なると結構負担になるものだと思います。そういった「名もなき家事」に着目しまして、我が家の「名もなき家事」のネーミングを募集し、家事の見える化チラシを作成・配布することで、多様な家事への気づきと夫婦で話し合う機会を作ってもらいまして、家事分担の実践につなげていきたいと考えております。

資料についての説明は以上です。

(議長)

ありがとうございます。

今、事務局から説明をしていただきました進捗状況と、それから来年度、令和3年度に実施する主な事業について、ご質問ですとかご意見などはありますでしょうか。

山下委員どうぞ。

(山下委員)

ご説明ありがとうございます。

2点お願いがございます。1つは資料2、29ページ表の9番ですが、市町村男女共同参画基本計画の策定率、これは目標を達成されていて素晴らしいと思いますが、ウェブ上で公表なさっていない市町村があると思います。今、県内の市町村のこのプランの実施状況などを学生と一緒に調べさせていただいているのですけれども、プランの公表をウェブ以外で公表されているのかもしれませんが、やはりインターネットで、是非掲載してくださるように、不掲載の市町村に県庁からの働きかけをいただけたらありがたいと思います。

もう1つが令和3年度の実施事業としてご説明いただいた資料3の2ページの働く女性の活躍推進支援強化事業の②の部分ですけれども、周知をしてくださる時に、夫婦のイメージを固定的に描かない形で周知していただきたいと思ってお願い申し上げます。夫婦といったときに男性の方が強いとか、イメージに使われる色とか、夫婦という時に是非多様性を示す形で周知をしていただきたいと思います。以上です。

(議長)

ありがとうございます。

(越前GM)

ご意見ありがとうございます。

市町村の男女共同参画計画につきましては、せっかく100%策定をされておりますので、機会を捉えまして市町村にウェブ上での掲載を呼び掛けていきたいと考えております。

また2つ目の夫婦の対等なパートナーシップ「名もなき家事」の周知ですけれども、古典的なステレオタイプの夫婦といった形ではなく、多様な夫婦のあり方が今、ございますので、固定的な形にならないように周知していきたいと思います。ありがとうございます。

(議長)

他の方はいかがでしょうか。

(千田委員)

ご説明、ありがとうございました。資料2の29ページの成果目標の現状のところをずっと見ていますと、基準値に対して現状値が下がっているのがありますので、これの課題の明確化と、この対策というものをどうしていくのかというのが、もしありましたらお知らせいただきたいというのと。

あと7番目の家事・育児対応等への男性の理解・参画の項目なのですが、累計が126件ってすごいなと思って見ていました。この内容を、もし分かれば教えていただければと思います。

(越前GM)

まず1つ目のご質問の、現状値が基準値よりも下がっているところがある、これについてさまざまな要因があると思われまますので、今後検証していきたいと考えています。

そのうちの一つ、県審議会の委員に占める女性の割合なのですが、それにつきましては私どもが所管しておりまして、毎年状況を把握しているのですが、さまざまな審議会があるのですが、委員が呼吸器の医師でなければならないとか、弁護士でなければならないとか、充職で組織の長とそういった決まりごとがある審議会もあります。その辺、医師も昨今、段々と女性も増えていきますし弁護士も同様です。また組織の長に限らず適任者がいれば「女性の方を推薦してください」というふうをお願いをしておりますので、引き続き進めていきたいと思います。

2番目のご質問で、家事・育児対応等への研修会の数の参加者数です。これは我々が所管しております県男女共同参画センター、アピオあおもりで実施しているものと、市町村で独自に実施しているものを集計したもので、個別にはちょっと分からない部分もありますが、様々な形で実施されているということで、これは是非今後とも継続していきたいと考えておりました。

(千田委員)

ありがとうございます。やはり決定権があるところとか意見を言う場合、やはり女性も男性も均等になれるのが一番いいのかと思いますので、担当課さんの方から、審議会の委員の部分で出すときに、是非ポジティブアクションではないですけど女性も増やしてといった

意見を入れて欲しいなという要望がございます。よろしくお願いいたします。

(越前GM)

ありがとうございます。

(議長)

ありがとうございます。

小笠原(裕)委員どうぞ。

(小笠原(裕)委員)

小笠原でございます。資料3の2枚目。新規事業のところの①の方でございます。ご案内のとおり女性活躍推進法の対象が従業員数101名以上に引き下げられるということで、令和3年度において新規事業として県がこの取組に関わる研修会をやられて、大変心強いと感じているところでございます。

そこで私どもの会、県内一円で3地区に地域組織がございますので、いわゆるスケジュールのなものとか、もしご披露できるものがあればお話いただければと思ひまして質問させていただきました。

(越前GM)

ありがとうございます。

具体的なスケジュールについては今後詰めていくこととなりますけれども、秋口、9月・10月辺りに県内3地区で開催することを今想定しております。

今おっしゃられたように女性活躍推進法の一般事業主行動計画の策定義務が令和4年4月から従業員数101人以上の企業に拡大をされますので、ここを狙いまして研修会を実施することとしたのですが、実際にこういう形で集まっていただいて、またオンラインも併用しながら実施したいと考えております。その際はまた色々と情報交換をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

(小笠原(裕)委員)

ありがとうございました。

(議長)

ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。大澤委員、お願いします。

(大澤委員)

資料3の2ページ目、あおり性暴力被害者支援センターの昨年度の相談件数、男性と女性、LGBTの方の割合等分かれば教えていただきたいなと思います。

(越前GM)

ご質問ありがとうございます。

性暴力被害者支援センター、29年4月に設置をしたのですけれども、年間の相談件数といたしましてはおおよそ400件前後で、多少上がったたり下がったりということはございますけれども、大体400件前後で推移をしています。相談者の性別の割合といたしましては女性が非常に多い。男性もないわけではないですけれども、ほとんどが女性です。中にはLGBTと思われる方もこれまで1件か2件あったという程度です。性別の割合と件数は以上です。

(大澤委員)

ありがとうございました。

実は3月20日、2～3日前にもネットのニュースに衝撃的な記事が掲載されていて、トランスジェンダーの方がレイプされた。警察の方に相談しても被害届を出せないというふうな記事内容だったのですね。

よくよくその記事を見ていきますと、その対応を取られた警察官の男性の人は、トランスジェンダーのことがよく分からないと。複雑なケースは想定されていないということで、マニュアル通りの対応しかされていなかったと。当事者の相談された方については、トランスジェンダーの自分がレイプされても相談する場所がなくて受け入れてもらえないと。逆に死んだ方がいいのではないかというふうに感じたというようなことが報道されておりました。

よって、警察や相談機関の現場で、性的少数者の性暴力が見過ごされて差別的対応を受けることがあるということを改めてその記事から学んだということがありますので、是非とも青森のこの性暴力被害者支援センターについては、マニュアル通りの対応ではなく相談者に向き合って親身に相談を受けて対応をいただければなと思っておりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

(越前GM)

ありがとうございます。

性暴力被害者支援センターでは専門の相談員が対応しております。本県ではそれほどケースはないのですが、全国的にみるとトランスジェンダーの方など、LGBTの方のご相談も寄せられる場合も多くなってきているということですので、その辺りは先進の事例などを勉強しながら、また産婦人科の医師との連携もしておりますので、さまざまなケースに触

れていらっしゃると思いますので、その辺り情報交換しながら進めていきたいと思っています。

(議長)

ありがとうございました。

他には、三上委員どうぞ。

(三上委員)

資料3の2ページ目です。まず1つ目がイクボス宣言企業の登録の方なのですが、2月末で45社ということですが、具体的な目標の数値というのとは掲げていらっしゃるのでしょうか。

あともう1つ、新規事業の②で、家事の分担の実践というところを掲げていらっしゃいますけれども、家事分担もちろんそうなのですが、最近は時短家事と時短料理と、その辺にすごく興味をもたれている傾向もございますし、実際、今年度、労働局の事業で時短に関わるセミナーというのをやった時に、とても好評だったということがあるので、できればそういうものも企画していただきたいなと思いました。以上です。

(越前GM)

ありがとうございます。

1つ目のイクボス宣言企業ですけれども、具体的な数値目標というものは設定してはおりません。ただ、今まで宣言していただいた企業だけではなく、新たな企業を増やしていこうということで、電話をかけたたりして、掘り起こしをしておりますので、それを継続していきたいと考えています。

2つ目の時短家事については大変参考になるお話をいただきましたので、そういったことも踏まえながら進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

(議長)

ありがとうございます。

まだご意見ある方がいらっしゃるかと思いますが、他に議事がございますので、もし時間が最後に余りましたらまたお願いいたしますし、皆様方から意見をちょうだいできる機会を持っていただくようですので、議事を先に進めさせていただきたいと思っています。

では(3)青森県男女共同参画に関する意識調査報告書の概要について、また事務局からご説明をお願いします。

(越前GM)

それでは引き続き資料の4に基づいてご説明をしたいと思います。

令和2年度 青森県男女共同参画に関する意識調査の報告書、こちらは概要版でございま

す。

1 ページをお開きください。この調査は男女共同参画に関する県民の意識や実態を把握し、今後の施策の参考資料とするとともに、次期あおもり男女共同参画プラン21の策定の基礎資料とするものでございます。

前回は平成27年に実施をいたしまして、今回5年ぶりに、昨年10月に行いました。県内に在住する満20歳以上の男女2,000人に調査票を郵送いたしまして、852人の方から回答をいただきました。調査項目につきましてはこちらに記載されている8つの項目、この中に全部で33の設問を設定しておりました。

こちらは概要版ということでこの8つの項目から1つずつピックアップして掲載しております。意識調査の設問項目の回答等について、委員の皆様方からご意見をいただいて、それを参考に作成いたしました。その際にはご協力、大変ありがとうございました。

それでは2ページ目、社会生活の8つの分野に応じて男女の地位が平等かどうかについて質問しました。「学校教育の場」、「自治会やNPO・ボランティアなどの地域活動の場」では平等と認識している回答が多かったです。一方、「職場」、「政治の場」、「社会通念・習慣・しきたり等」、「社会全体」では、男性優位とやや男性優位を合わせた男性の方が優位と認識している回答が多くありました。「社会全体」でみると77.6%の方が男性優位と感じているという回答がありました。これらを5年前の前回の調査と比較したときに、「学校教育の場において平等」と認識している回答が6.4ポイント低下しておりました。

3ページ目です。家庭における役割について聞きました。「妻は家庭を守り、夫は外で働く」という考え方について、どう思うかという質問をしました。これは反対、どちらかと言えば反対を合わせた反対が半数を超えておまして、賛成、どちらかと言えば賛成を合わせた賛成との差は21.4ポイントとなっております。こちらは前回の調査と比較いたしますと、前回は反対と賛成が大体同程度、45%前後で同程度だったのですけれども、今回は賛成の回答が男女ともに少なくなりまして、反対の回答が多くなったということで、意識が変わった部分があるのかなと感じております。

次は4ページです。家事・育児・介護について、家庭での役割分担の理想と現実について質問しました。まず理想について、これは結婚している人も、していない人も全ての方に質問をしましたところ、家事・育児・介護ともに「夫婦で同程度」という回答が最も多く半数以上となっております。一方、現実について、こちらは現在、結婚している方に質問をしました。現実には家事・育児は「主に妻」が最も多いという結果になっておまして、夫婦の役割分担は理想と現実には差があるということが分かりました。

5ページです。今後、男性が家事・育児・介護に積極的に関わり役割分担していくために、必要なことについて質問をしました。上位の項目は「夫婦や家族間でのコミュニケーションを図ること」、「労働時間短縮など仕事以外の時間を多く持てるようにすること」、「社会の中で男性による家事・育児・介護についての評価を高めること」となっております。前回調査と比較いたしますと、前回4番目に多かった「労働時間の短縮や休暇制度を普及・活用する

ことで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」という回答が今回2番目に多くなっております。

6ページです。女性の活躍推進についてですが、結婚・出産・子育てを通じた女性の働き方の理想について質問をしました。「結婚や出産にかかわらず、ずっと職業をもつ」という回答が最も多く、42.3%となっております。これを前回調査と比較しますと、「結婚や出産にかかわらず、ずっと職業をもつ」という回答については、女性は2.9ポイント低下をしている一方、男性が4.2ポイントと増加しているという結果がでました。

次に7ページです。今後女性をもっと増える方がよいと思う職業や役職について質問をしました。上位の項目は、「国会議員、都道府県議会議員、市区町村議会議員」、また「都道府県・市区町村の首長」、「企業の管理職」となっております。女性は「医師・歯科医師」への回答が多くありました。この項目について前回調査と比較しますと、前回4番目となっていた「都道府県・市区町村の首長」が今回2番目に多くなっております。総数で8.6ポイント増加しております。

8ページです。女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことについて質問をしました。上位の項目としては「子どもを預けられる環境の整備」、「職場の管理職や上司の理解・意識改革」、「男性の家事・育児参加」となっております。前回調査と比較しますと「短時間勤務制度や在宅勤務制度などの導入」が7.5ポイント増加しております。

次に9ページです。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現された社会に近づくため、企業での必要な取組について質問をしました。上位の項目は「無駄な業務・作業をなくす」、「育児休業・介護休暇をとりやすくする」、「管理職の意識改革を行う」、「社長や役員など経営トップが先頭に立って取り組む」となっております。女性は「短時間勤務やフレックスタイムなど勤務時間に柔軟性を持たせる」という回答が多くなっております。前回調査と比較しますと前回4番目に多かった「無駄な業務・作業をなくす」が、今回最も多くなっている結果になりました。

10ページです。性別に配慮した防災・災害対応・復興対策のために必要なことについて質問をしました。上位の項目としては「性別に配慮した避難所運営を行う」、「避難所の設置や運営について、物事を決める際には男女を交えた話し合いをする」、「避難所でのリーダーや炊き出しなどの役割を性別で固定せずに分担する」となっております。

11ページをお願いします。配偶者やパートナーからの暴力ということで、これまでに配偶者から何らかの暴力の被害を受けた経験のある人に、被害についてどこかに、誰かに相談したか質問をしました。そうしたところ、「どこにも相談しなかった」という回答が最も多く、特に男性が女性よりも相談しなかった回答が多くなっています。前回調査と比較すると、「どこにも相談しなかった」という回答が11.5ポイント低下をして、「家族や親戚に相談した」という回答が8.1ポイント増加をしています。

12ページです。配偶者等からの暴力を防止するために必要なこと、どういうことがある

かということを質問しました。上位の項目は「身近な相談窓口を増やす」、「加害者への罰則を強化する」、また「学校や大学で生徒・学生に対し教育を行う」となっております。

13ページです。性的マイノリティについて、これは今回初めて盛り込んだ項目です。性的マイノリティに関して、知っていることについて質問をしました。「LGBT」や「カミングアウト」という言葉については、言葉や意味も知っているという方が5割程度。「LGBT・カミングアウト・アウンティング・SOGI」について、意味は知らないが聞いたことがあるという方が3割程度という状況でした。

最後に16ページです。男女共同参画に関する行政への要望について伺いました。上位の回答は「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」、「保育の施設サービスや介護の施設サービスを充実する」、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」となっております。前回調査と比較しますと前回2番目に多かった、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」が今回最も多くなりまして、継続的な支援や再就職など就労に関する要望が多いといったことが分かりました。

意識調査の報告書については以上です。

(議長)

ありがとうございます。

では今ご説明いただきました報告書の概要につきまして、ご質問ですとかご意見ありましたらお願いいたします。

(山下委員)

ご説明、ありがとうございます。この報告書のこの後の取り扱い、県民等に対する公表等の流れについてご説明をお願いできますでしょうか。

(越前GM)

この報告書については、これは概要版ですけれども、全ての回答を網羅したものを準備しておりまして、今月末までにホームページで公表をしたいと考えております。

(山下委員)

ありがとうございます。2点、気になったところがあります。

1つ、1ページの調査対象のところですが、県内に在住する満20歳以上の男女、2,000人と書いていただいたんですが、集計を拝見しますと、性別が男女とか、男女以外の人たちについてもちゃんと集計結果に、少人数でも反映させているようなので、ここは敢えて男女と言わないで、満20歳以上の2,000人ということでもいいのかなど。集計の方で配慮をなさっているのので、ここで、せつかくの配慮を台無しにすることにならないようにと思ったことと、性別で示してくださっているところでグラフの上に「性」と書かれているので

すが、これは「性別」にされた方がいいかなと思います。

(越前GM)

ありがとうございます。

(議長)

ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。前回調査との比較ということで、事務局からのご説明の中にも様々ありましたけれども、平等意識に関して言いますと、教育のところがなぜか劣っていて、元々青森県が東北地方・全国と比較しましても教育の場での平等意識が低いらしいというのがありましたので、さらに低くなったことについて、私は大変ショックを受けています。学校教育の場でありながら平等意識がそんなに高くないというのは、どうなんだろうかと思いました。まだまだやらなければいけないことが沢山あるなということが伝わってきたかと思います。

では、いったんこのお話はここまでとさせていただきますが、また最後、時間がありましたらご意見をいただければと思います。

それではまさにとても大切なところになるかと思いますが、次期あおもり男女共同参画プラン21の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

(越前GM)

では引き続きまして資料5、参考資料が1から6番までありますが、次期あおもり男女共同参画プラン21の策定についてご説明したいと思います。

まず資料5、このプランの趣旨ですが、県では、男女共同参画基本法に基づき、平成12年に基本計画を策定いたしまして、その後、改定を行いながら各種施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

現プランであります第4次あおもり男女共同参画プラン21の計画期間が令和3年度で終了いたしますので、これまでの成果と課題及び新たな動き等を踏まえた計画を策定し、更なる男女共同参画社会の実現を推進していきたいと考えております。

2番、この計画の位置づけです。男女共同参画社会基本法に基づく都道府県の計画と、県男女共同参画推進条例に基づく基本計画です。また女性活躍推進法に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画という位置づけもございます。このプランの上位計画としまして、県の基本計画がございます。

次に策定に当たっての考え方です。現在の第4次計画に基づいた施策の評価と本県の現状を反映したいと考えております。これは、後ほど参考資料1で詳しくご説明いたします。

また、第4次計画策定後に生じた社会情勢等の変化や課題に対応したいと考えております。

更に、ただ今ご説明をいたしました県民意識調査の結果を反映いたします。

次に、昨年12月25日に閣議決定されました国の第5次男女共同参画基本計画、これらとも整合を図りたいと考えております。こちらは参考資料6で、分厚い国の計画をお示ししてございますけれども、その概要版として参考資料3を配付しておりますので、そちらで後ほど説明をいたします。

次に、構成について。こちらについての基本的な考え方ですが、次期プランの大目標、現プランでは「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」となっておりますけれども、次期プランの大目標については計画の内容と併せて今後検討していきたいと考えております。

次期プランの計画期間、現在は5年間となっておりますが、引き続き5年間とし、構成の枠組み、章立て、また基本目標及び重点目標については、基本的に第4次プランを踏襲したいと考えております。そして国の基本計画における各政策領域、こちらにも対応した構成といたします。

留意事項といたしまして、新型コロナウイルス感染症、いろんな分野に影響を与えておりますので、このことによる影響に留意する必要があると考えています。

1枚おめくりいただきますと、次期プラン策定のスケジュール(案)でございます。令和3年3月の審議会、こうして開催させていただいております。新年度に入りましたら、6月の下旬頃に第1回目の審議会を開催いたしまして、その際に素案をお示ししてご審議をいただければと考えております。そして8月下旬、2回目の審議会を予定しております。素案の修正案を原案として審議いただきたいと考えております。3回目が12月、その時は最終的な諮問案についてご審議をいただいて、諮問・答申という形で進めたいと考えております。そしてその後、県庁におきまして2月になるかと思いますが、知事を本部長といたします男女共同参画推進本部、こちらで計画を決定いたしまして、その後、記者会見で公表する予定でございます。

その間、5月頃から庁内の関係課に照会等により、調整をいたします。また、あおもり女性活躍推進協議会、こちらでも意見照会をしたいと思っております。そして9月末から10月にかけて県民のご意見をいただくパブリックコメントを実施し、案に反映させたいと考えております。

続きまして参考資料1、A3の横の資料ですけれども、これは現在の重点目標、それぞれに設定された成果目標やその進捗状況、参考データの現状値、また県民意識調査で関連する項目の状況などを検証していきたいと思っております。

まず1ページ、重点目標1。重点目標が「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」です。その下に施策の方向といたしまして、審議会等への委員への女性の参画拡大ですとか県職員・市町村職員・企業などにおける女性の積極的登用とございます。

真ん中の成果目標です。こちらは県審議会等の女性の委員比率、目標を40%としておりますけれども、令和2年4月時点、33.5%となっており、目標値には達していません。

それから、県民意識調査で、「政治の場において男性優位」と回答をした方が81.7%ということ、非常に多いのですけれども、前回よりも3.3ポイント増加しているという状況です。

それから女性人財バンク登録者のうち、委員就任数は29年度からの件数を載せてございますが、減少傾向にあります。令和2年1月末時点で3件とありますが、先ほど申し上げたとおり、現時点では5件となっております。いずれにしてもそれほど増えていない状況です。

次に重点目標の2番目、「女性の人材育成と能力開発」です。こちらは成果目標を設定しておりませんが、参考データとして、あおもりウィメンズアカデミー、男女共同参画センターで実施しておりますセミナーですけれども、そのアカデミー修了者のうち、2年以内に審議会委員として活動する女性の割合について、25年度の基準値として、これは35.7%でしたが、現状値、29年度修了者で8.7%となっており、減少している状況です。

2ページをお開きください。重点目標の3、「仕事と生活の調和」です。成果目標として県内事業所における男性の育児休業取得率、これは目標2.7%に対し令和元年で4.4%ということで、目標値を達成しております。

次にあおもり働き方改革推進企業の認証企業数。この認証企業という制度は、男女問わず全ての労働者が働きやすい環境づくりを推進し、働き方改革に積極的に取り組む企業を県が認証する制度でございますけれども、こちらは目標の300社に対しまして令和2年4月で123社となっております、目標値には達していません。

成果目標以外の状況ですが、先ほど申しました県民意識調査でワーク・ライフ・バランスが実現された社会に近づくために必要な企業での取組について質問をしたところ、「無駄な業務・作業をなくす」「育児休業・介護休暇を取りやすくする」「管理職の意識改革を行う」という回答が多くございました。

これに関連して、県の労政・能力開発課で実施しております中小企業等労働条件実態調査という調査がございます。こちらは県内全域、無作為抽出をした中小企業1,000事業所に対してアンケート調査を行ったものです。こちらによりますと、育児休業、子ども看護休暇、介護休業、介護休暇、それぞれ7割から8割以上の企業で制度が設定されているという状況が分かりました。

新型コロナウイルスの影響としまして、在宅時間増加等により、家事・育児の量が増大し、従来から女性に偏りがちだった負担が更に重くなっているということが懸念されておりますが、これを裏付ける調査結果といたしまして、内閣府の調査で家事時間・育児時間が増えたとする女性の割合が33%・35%と、多くなっているという結果があります。

3ページをご覧ください。重点目標4、「雇用等における男女共同参画の推進」です。成果目標については先ほどと同じですので、説明は省略いたします。

参考データですが、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数、これは現在努力義務となっている企業でございますが、全体で663団体あるうち、策定している企業

が60団体ということで、該当企業の1割程度となっております。

また県民意識調査の結果で、女性が働き続けるために職場等において必要なことについて尋ねたところ、「職場の管理職や上司の理解・意識改革」といった回答が2番目に多くございました。

先ほどご説明しました中小企業の労働条件実態調査によりますと、短時間正社員制度を設定している事業所が6割、在宅勤務制度を設定している事業所が1割ちょっとという状況です。

新型コロナウイルス感染症に関しまして、非正規雇用労働者などの不安定な立場にある者に、より深刻な影響をもたらしているということが言われておりますけれども、総務省の労働力調査を見ますと、女性の労働者のうち54%の方が非正規で働いているという状況です。男性は非正規が22%ですので、女性の方がかなり非正規の割合が多いという結果が分かります。

また新型コロナウイルス感染症に起因する青森県内の解雇等見込み労働者数、こちらは厚生労働省の調べで、3月12日現在、1,589人というデータが出ております。

4ページをご覧ください。重点目標の5、「農林水産業・自営の商工業等における女性の経営参画」。成果目標は家族経営協定の締結農家数、目標値を1,450戸としておりますが、現状が1,302戸ということで、目標値に達しておりません。

5ページをご覧ください。重点目標の6、「貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」という重点目標です。成果目標は設定しておりませんが、参考データを見ますと、雇用者であるひとり親家庭の親のうち正社員の割合を男女別に示してございます。女性のひとり親家庭のうち正社員の割合が基準値に比べて増えておりますけれども、55%となっております。

また別の調査で青森県親子等生活実態調査というこどもみらい課で実施している調査がございしますが、母子世帯の年間収入が200万未満の世帯が50.2%あると。そして母子世帯の就業状況が正社員は46.5%となっていることが分かります。

新型コロナの関係ですが、ひとり親家庭の困難に関する調査報告書におきまして、「仕事が減った・失業した」37.8%、「収入が減った・無くなった」が40.2%という状況です。

6ページをご覧ください。重点目標7、「地域、環境その他の分野における男女共同参画の推進」。成果目標は設定していませんが、参考データとしてPTA会長に占める女性の割合、自治会長に占める女性の割合を掲載しております。いずれも横ばい状態で、それほど増えていない現状にあります。

重点目標8、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」です。成果目標ではDV防止等に関する基本計画策定市町村数、これを目標としましては、基準値の29市町村より増加ということですが、現状として35市町村に増えております。また新型コロナの影響ですが、家庭内の暴力増加や深刻化が懸念されていると報道されておりますけれども、こちらは内閣府のD

V相談件数です。今年の5月、全国で17,570件の相談があり、これが前年同期の約1.6倍、同じく6月には17,996件の相談があり、これは前年同期の1.7倍ということです。また性暴力相談件数は前年を上回って推移しており、令和2年4月から9月の累計相談件数は前年同期の約1.2倍という結果が出ています。これは全国の状況です。本県としては、それほど増えてはおりませんが、全国では増えている形です。

重点目標9です、「生涯を通じた男女の健康支援」。成果目標は設定しておりません。参考データといたしまして、医師に占める女性の割合、基準値15.3%から現状値17.1%になっておりまして、緩やかに増加をしております。また先ほどの県民意識調査で女性に増えてほしい職業について尋ねたところ、女性は「医師・歯科医師」と回答する方が3番目に多い結果となりました。その他、2020年、女性や若者の自殺率が増加しておりまして、女性は過去5年で最多となっております。

7ページをお願いします。重点目標10、「男女共同参画の視点に立った慣行の見直し、意識の改革」です。こちらは成果目標としまして、男女共同参画センターの講座参加者数、目標が女性2,200人、男性が1,100人に対しまして、現状値が女性は2,264人で目標値に達しておりますが、男性が438人ということで目標に達しておらず、男性の参加が課題となっております。次に家事・育児・介護等への男性の理解・参画推進に関連する研修等の数及び参加者数、こちらにつきましては目標値に達しております。

また県民意識調査の回答ですが、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えに反対の方、これは56.1%ということで、前回よりも10.6ポイント増え、意識は変わりつつあると。一方、社会全体において男女平等と回答した方が10.4%で、前回よりも2.8ポイント低下しておりまして、男性が優位と感じている方が77.6%という結果が出ております。

8ページをご覧ください。重点目標11、「教育、メディアを通じた理解の促進」。成果目標は設定しておりません。参考データとして掲載しておりますが、県教育委員会の教育委員に占める女性の割合は増加をしております。一方、学校管理職に占める女性の割合は、校長・教頭は横ばい、事務長は増加をしております。先ほど大矢先生からもありましたけれども、県民意識調査で学校、教育の場において男女平等と回答をした者、これが39.1%で、前回より6.4ポイントの低下です。

重点目標12です。「男女共同参画の視点に立った防災対策」、成果目標として消防団に占める女性の割合。目標としております5%に対して現状値が2.9%で、目標値に達していません。また、県防災会議の委員に占める女性の割合は減少しております。

参考資料1については以上です。

引き続きまして参考資料の2、1枚ものの資料でございます。現在のプラン策定後に生じた社会情勢の変化を記載しています。

国連や世界の動きとしましては、2019年、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメン

トに関するG7宣言が出されております。これは2019年8月にフランスにおいて宣言されたものです。

日本の動きを見ますと、2017年、「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」の改正がありました。また女性活躍加速のための重点方針2017が策定されました。

2018年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布されまして、これは男女の数ができる限り均等となることを目指すというものでございます。また「働き方改革関連法」が制定されました。女性活躍加速のための重点方針2018が策定されました。

2019年には、5月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が改正されました。女性活躍加速のための重点方針2019が策定されました。12月には「SDGsアクションプラン2020」が決定いたしました。

2020年には、7月に女性活躍加速のための重点方針2020が策定されました。12月末には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

右の欄の、青森県の動きを見ますと、2017年2月に「第4次あおもり男女共同参画プラン21」が制定されました。4月にはあおもり性暴力被害者支援センターを開設いたしました。

2018年12月には「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」が策定されまして、男女共同参画の推進が、計画の推進に共通して必要な取組ということで位置づけられています。

2019年3月には「第4次青森県DV防止・被害者支援計画」が策定されております。

2020年、昨年10月に青森県男女共同参画に関する意識調査を実施したところです。

次に参考資料3をご覧ください。第5次男女共同参画基本計画（説明資料）というものです。これは国の第5次男女共同参画基本計画のダイジェスト版になっておりますけれども、1ページ目には環境変化や課題が書かれています。新型コロナに関すること、人口減少に関すること、ジェンダー平等、女性に対する暴力根絶などございます。

1枚おめくりいただきますと、ここからが国の計画の内容になっておりまして、第1分野から11分野までございます。こちらについて、次期県の基本計画と整合性を図っていきたいと考えております。

次に参考資料4、A3の1枚ものの資料でございます。こちらが現在の県のプランと国のプラン、次期県のプランの体系を比較した図になっております。一番左側が現在の県のプランでございます。基本目標がⅠからⅢまでございまして、それにぶら下がる形で重点目標が1番から12番まで設定をしております。

真ん中が次期プランの案となっております。先ほど現プランの進捗状況を説明いたしました。個別の数値目標が達成された項目もありますが、こちらの3つの基本目標と12の重

点目標をそれぞれ見た場合に、1つとして達成されたと言えるものはなく、全て引き続き取り組むべきものだと考えております。

そこで事務局（案）といたしましては、現プランの基本目標、重点目標をそのまま踏襲することと考えておまして、こちらに案をお示ししてございます。

1点変更したのは、現プランで重点目標12になっております男女共同参画の視点に立った防災対策、こちらが基本目標3の男女共同参画社会の基盤づくりといったところに入っておりますけれども、防災対策はどちらかと言えば安心して暮らせる社会づくりに入れることが相応しいのではないかと思います。そして、★を付けている個所がございまして、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる項目ですので、そちらの対応について記載するべきではないかと考えております。

右側が国の基本計画でございまして、対応させた場合、こういった形で全て政策領域と対応しております。

最後になります、参考資料5、次期あおもり男女共同参画プランの構成（案）、章立てです。第1章、第2章、第3章で構成しておまして、これは現在の内容をそのまま踏襲しております。第1章が、計画の策定に当たって、ということで、計画策定の趣旨、また青森県の男女共同参画をとりまく状況を記載いたします。第2章が計画の内容になるものですが、基本的な考え方といたしまして、大目標、今後検討することとしている大目標が掲載されます。また計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間としたいと思います。計画の体系ですが、先ほど申し上げましたとおり現在の基本目標ⅠからⅢまで、また重点目標の1番から12番までをそのまま踏襲して掲載しております。これは現プランのものをそのまま引用しておまして、基本的にこのような内容でと考えておりますけれども、また文言の修正、またこういったフレーズの方がいいのではないかというご意見は、今後、素案の審議の中でご検討いただきたいと思いますと考えています。また各重点目標に盛り込む施策の方向等についても、次回の素案でお示しいたしまして、ご審議いただきたいと思いますので、本日、構成案については是非決定できればと考えております。

2ページ目の第3章には、計画の総合的な推進としまして、県の推進体制、また市町村との連携強化、関係機関、民間団体、企業等との連携、県民への期待、男女共同参画センターの機能充実と連携強化、県計画の進行管理などについて記載したいと考えております。

説明は以上です。

（議長）

どうもありがとうございました。沢山の資料、ありがとうございます。

事前に私たち、見せていただいていたけれども、今、説明を聞いてさらに考えたことがあるという方もいらっしゃるかと思います。この次期プランの策定につきまして、ご

意見、あるいはご質問などありましたらお願いいたします。

何しろ達成できたものはなかったということなので、計画で取り組まなければいけないという認識のもとに、基本的には現行のものを踏襲しますというお話でしたけれども。私は継続した取組が必要であるということと、また国の第5次計画に沿った形でのあり方になるのかなという考え方であると思います。

小笠原委員、お願いします。

(小笠原(裕)委員)

小笠原でございます。大変広範な内容の説明をいただきまして、ありがとうございます。

事前に資料を送っていただいて読んできたのですが、資料5の考え方をはじめ、参考資料につきましては全体として意識調査、そして県、国との施策の整合性が採られているということでございますので、私としては本日ご説明をいただきました県(案)の構成で進めていくことが妥当なのかなと、こういう認識を持っているところでございます。

ただ、参考資料1の関連で要望が1点ございます。各目標におきまして女性活躍推進に向けた施策を鋭意実施中だと思っておりますけれども、年度が変わりますと、スケジュールでは3回ほど審議会がある計画になっておりますので、各部局の令和2年度の取組の成果といいますか結果と、あるいは年度内の見込みなどを、参考資料を活用しながら提供していただければ審議会における議論が深まるのかなと思っておりますので、ご検討をいただきたいと思っております。以上でございます。

(越前GM)

ご意見、ありがとうございます。各部局の取組、令和2年度の実施内容、また令和3年度の実施予定の事業につきまして、年度が明けましたら全て取りまとめることとしておりますので、審議会の時に提示できるようにしたいと思います。

(議長)

ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。千田委員、お願いします。

(千田委員)

ご説明、ありがとうございます。施策の方向については、次に、ということでございますけれども、それに向けての意見でもよろしいでしょうか。

コロナ禍の中で、先ほどの参考資料などで、総務省の調査の中でも非正規の職員等が増えていると、これは男性もそうだけれども女性がやはりすごく増えているという現状は青森でも同じかと思っております。

それで私は常々思うんですけれども、女性への支援は、誰一人取り残さないのはそうです

が、高齢者とひとり親とに偏っていて、今、子どもがいるとかいないとかの本当に働き盛りの30代・40代が取り残されているように感じるんですね。なので、安心して暮らせる社会づくりの中の6の貧困、高齢、障害者、ここは大事だと思うんですけども、やはりコロナの中で子どもを持っているご家庭が今、本当に生活ができなくて2人で生活費を稼いで、やっと保育園に入れたり学校に入れたりしている現状があるので、ひとり親家庭の支援だけではなくて、再就職とか貧困を抱える女性の部分も施策の方に入れてほしいなと思うんです。

長くなりますけれども具体的に、例えば保育園に入るのに就職が決まらなかったら入れないとよく聞きます。就職が決まるから保育園へ預けられる、逆でしょうと思います。そして今、非正規の女性も男性もいる中で、就職を希望しているのに、3カ月以内に再就職先を決めなければ保育園に入れないんです、保育園を出されるんですね。

だから、そこをもう少し、これは法律なのかもしれませんが、6カ月になればじっくりきちんと正社員になれる道や就職先を考えたりできる、余裕を持って将来を考えられるような、若い世代への支援をもう少ししていただきたい。青森県本当に、女性の就業率がすごく高いじゃないですか全国的に見ても。なぜかというとなんか非正規が多いからですよ、暮らしていけないからですよ。青森県としては他の県と違って、ここに力を入れるんだというような施策を盛り込むようにしていただければとてもいいかなと思います。

(議長)

ありがとうございます。

(越前GM)

ありがとうございます。青森県の女性の就業率、子どものいる女性の就業率はおっしゃるとおり全国より高い状況ですけど、それは今、非正規が多いからだとおっしゃったんですけども。そのあたり分析とか、まだできていない部分がありますので、担当課とも情報交換をしながら、誰もが取り残されることのないような施策について盛り込むような形で進めることができればと思っています。ありがとうございます。

(議長)

具体的な提案でした、ありがとうございます。

他の皆様、いかがでしょうか。

(清水委員)

次期プランの骨子については、これでいいかなと思っておりました。

男女共同参画の推進を進めていく上では、育児・家事の時短というのはどうしても大事になってくるのかなと。皆さんの意識の改革も必要になってくると思うんです。そこは、具体

的な目標や施策として、していないところを重点的にしていただければいいかなと思って
おりました。

(越前GM)

ありがとうございます。先ほどご説明をした来年度の事業もですが、従来から夫婦での家
事の分担、夫婦の対等なパートナーシップに向けた取組を進めておりますので、事業効果が
上がるような、また結果に反映できるような形で実施していきたいと考えております。

(議長)

ありがとうございます。

他にはいかがですか。お願いします。

(大澤委員)

昨年も話をさせていただいたのですが、第4次計画の中にLGBTだったりSOGIと
いう言葉がないということで、性的マイノリティの方々も住みやすい県にしていくために
是非とも次のプランでは対応をいただきたいということと、あとは青森県が日本一幸せな
県であると、その実現のために県民一人ひとりが尊重されて、多様性を認め合いながら自分
らしく暮らせるダイバーシティ社会を築くということを目指しながら対応をするというこ
とを考えれば、やはり他県、さらに県内でいうと弘前市が先行されておりますがパートナ
ーシップの宣誓制度を是非とも青森県が牽引役として対応をいただき、県内全ての自治体が
その制度の拡充という形を採ることを、計画の目標ということで定めていただければなど。

昨年、話をした時に、他県の動向を注視しながら青森県として今後検討をしていきますと
いうご回答であったものの、本日説明をいただいた中にはそのパートナーシップの件が反
映されていませんでしたので、そのことについて追加意見ということで述べさせていただきました。
よろしく願いいたします。

(議長)

ありがとうございます。

(工藤課長)

これまでもLGBTについては種々ご意見をいただいていたところだと思います。県と
しても、他の自治体の動向を注視しながら対応を検討していくということで進めてまいり
ました。

性的マイノリティの方々に適切な対応をするということにつきましては、当事者の方々の
状況ですとか置かれている課題について把握するために、今年度、その当事者の方々から
聴き取りですとか、また意識調査においてLGBTに関する設問を設けてその把握に努め

ました。

こういったことを踏まえて、次期プランの策定作業の中で男女共同参画審議会の委員の皆様のご意見を伺うなどしながら必要な支援についてまた検討をしていきたいと考えております。

(大澤委員)

昨日、先行して制度導入されている弘前市に問い合わせさせていただいたんです。パートナーシップ制度を昨年12月に創設されたという背景がどこにあるのかなということで、やはり意識を高くしながら対応した結果だということで、市の男女共同参画の計画にも記載しており、前倒しで対応したという事務局の方のお話を聞きました。

また、印鑑証明書の性別欄の廃止等も進めているということで、様々、拡大された活動を展開されているなどということで共感するところでもありますし、県はやはり各自治体に対して模範となる対応を速やかに対応すべきことかなと思っておりましたので、是非とも早期に進めていただきたいなと思います。

(議長)

では、そういったご意見を頂戴したということで。ただ、今回は骨子として、その中の重点目標の表現の仕方ですとか、あるいは基本目標の表現の仕方ですとか、そういったところは今後詰めていく予定ですので。いかがでしょうか、皆さん、今回、示されました骨子についてお認めいただくということで、さらに細かいお話は次回に向けて皆様からまた頂戴した意見を踏まえて事務局で整理をしていただいて、その上で出てきた案をまた次回、皆で検討をするというふうに進めたいと思いますが。いかがでしょうか。

(一同同意)

よろしいですか。

では、残った時間でいろいろご意見をとっていたのですが、やはりギリギリになってしまいましたので、事務局の方から提案いただいております、皆様様々なご意見をお持ちだと思いますが、今回コロナ禍での開催となっております、意見交換も時間の制約が大きいものですから、4月以降に事務局の方から皆様のご意見を伺う機会を持つということで、連絡がいくそうです。書面で、ここでは言いにくかったけれどもご意見はあったとか、あるいは調べてみたら、あの委員のおっしゃったことは確かにそうだということで、また補足の意見等が出てくると思いますので、事務局からお問い合わせが来ました段階で、皆様、大変お忙しいところですがけれどもご意見をいただければと考えます。よろしく願いいたします。

では以上で本日の議事は全て終了させていただきます。円滑な議事進行にご協力をいただきまして、どうもありがとうございました。

では事務局にお返しをいたします。

(司会)

大矢会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

なお、次回の審議会は、事務局で作成した次期プランの素案に対するご意見を伺うため、6月下旬頃に開催する予定としております。また、先ほど会長からご説明がありましたが、次期プランの素案作成に当たり委員の皆様のご意見をお伺いしたので、後日、書面にてお願いを差し上げたいと思います。

それでは、これもちまして令和2年度青森県男女共同参画審議会を閉会させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。